

# 総務常任委員会

平成16年11月26日午後2時30分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎松田 正                      ○嶋田 善行                      西谷 剛周  
森河 昌之                      小野 隆雄                      坂口 徹  
浅井議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	企画財政課長	藤原 伸宏
企画財政課参事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	清水 修一	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
教委総務課長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生涯学習課長	阪野 輝男	同 課 長 補 佐	加藤 保幸
同 技 師	平田 政彦	同 技 師	荒木 浩司
監 査 書 記	佐藤 滋生		

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午後２時３０分）  
署名委員 小野委員、坂口委員

委員長 それではただいまから、総務常任委員会を開きたいと思いますが、今日の会議につきましては、周知をいたしておりました時刻を変更いたしまして１時間遅れになりましたが、この間の事情については改めて申し上げるまでもないと思いますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、具体的審議に入ります前に、私からご報告を申し上げておきたいと思いますが、去る１０月７、８日、総務常任委員会が研修視察を行いました。議員各位のご協力を得まして、無事に終了いたしました。なお、その視察の結果につきましては議会だより、№４２号でもって報告をいたしておりますことで、かえさせていただきたいと思っております。具体的な内容等につきましては、両市、町にお伺いいたしました時に、提示をいただきました資料がたくさんございまして、その資料などにつきましては議会事務局で調整、整理をして、いつでも縦覧していただける様に準備をいたしております。そういったことで、視察についての総括を終わったと、視察したということについて総務常任委員会の皆様のご了解をいただきておきたいと、こういうことを初め、お願い申し上げます。

委員長 それでは、本日の会議を開くことにいたします。  
まず始めに、具体的審議に入ります前に、町長からご挨拶をいただきます。

（ 町長挨拶 ）

委員長 本日の会議の署名委員に、小野委員と坂口委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、お手元に配布しておりますレジメに従って会議を進めていきたいと思いますがよろしいですか。

それではまず初めに、継続審査事案にいたしております、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、を議題といたします。

それぞれの事案について、報告をいただくことにしたいと思います。

生涯学習  
課長

斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず最初に、史跡藤ノ木古墳の整備に関しまして、ご報告申し上げます。資料1-1をご覧くださいと思います。前回の委員会にて、ご報告いたしましたとおり、石室整備について、ご検討いただく、整備検討委員会を11月8日に開催いたしました。委員会におきましては、石室の公開を前提としました、保存・修理方法及び整備手法についてご検討いただきましたが、石室を仕切る扉施設の仕様や墳丘と石室入口の整備手法などにつきましては、石室内の環境変化、特に石棺表面の朱の保存問題が焦点となりまして、そのあたりを再度整理して整備案を再度検討することとなり、次回の検討委員会に結論を持ち越すことといたしました。また、墳丘南西部と宝積寺跡の確認を目的としました調査につきましては、第6次調査として文化庁・奈良県との協議により、今年度の補助事業として認められましたことから、12月定例議会におきまして200万円の増額補正の手続きをとらせていただき、来年2月から3月にかけて調査を実施する計画でございます。

次に、史跡中宮寺跡の公有化についてご報告申し上げます。

資料1-2をご覧くださいと思います。平成15年度から実施しております史跡地の公有化につきましては、平成16年度分として所有者8名17筆、面積は7,077㎡を予定しており、資料1-2のピンク色で表した部分でございます。単価等は従前の通りでございます。また、幸前地区の所有者で今回対象となっている史跡指定地の東北角でございますが、史跡公園の周辺整備用地として予定している

部分について買取りの申し出があった事から、本年度中に合わせて取得することといたしました。資料1-2水色の部分でございます。面積は604㎡で用地と補償を合わせまして17,420,560円でございます。この部分につきましては、12月定例議会に補正予算として計上させていただきますので、合わせてよろしくお願い申し上げます。

次に、3番目でございます。資料1-3をご覧くださいと思います。その他の文化財調査等につきましてのご報告ということでございまして、先ほども町長が申しましたように、前回の委員会でもご報告申上げました法隆寺門前の東側広場整備に伴う発掘調査につきましては、7世紀代の河川跡が検出され、その遺物包含層より聖徳太子が建立した斑鳩寺の焼亡に関連すると考えられる焼けた瓦や壁材などの遺物が多量に出土いたしました。そして、それらの焼けた壁材の中には、日本最古に位置付けられる壁画片が出土いたしました。この事からこれら貴重な出土品について、12月1日に報道発表を行い、12月4日と5日には一般の方を対象に、また、12月11日には再度、町内の住民を対象に現地説明会を開催する予定をいたしております。本日それらの主要な遺物をお持ちいたしましたので、後ほど調査担当者よりご説明申し上げますとともに出土品の見学をしていただきたく思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、この発表につきましては12月1日が記者発表ということでございまして、現在、報道管制を強いているところから、一般住民の方への発表等については12月1日まで控えていただきたいと思えます。

また、駒塚古墳の発掘調査につきましては、後円部頂上の宝篋印塔の調査に着手しております。今後につきましては、この調査を終了後に解体工事を行いまして、墳丘の発掘調査を進めてまいりたいと思っております。期間としては3ヶ月程度の期間を予定しております。

また、安田家古文書の調査につきましては、文化庁・奈良県とも十分に協議をしてきたところでございますが、今年度の補助事業として

の事業化が認められませんでしたので、12月定例議会において事業費200万円の減額補正の処置をとらせていただきたく予定をいたしております。今後は奈良県とも相談いたしまして、安田家の古文書も含め、同氏所有の歴史資料すべてを包括して調査する方針とし、来年度に悉皆調査を奈良県と共同で行い、それら調査の中で補助事業として認め得るものがありましたら、再度文化庁とも協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査・整備保存に関することについての報告を終わります。

それでは最後になりましたが、法隆寺門前東側広場から出土いたしました出土遺物とその背景などについて、担当者の平田の方からご説明申し上げます。

委員長 発掘された瓦等の説明を受けるわけではありますが、前に並べているので見難いと思いますから、委員のみなさん、前に出て、説明を聞きながら、見ていただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

( 委員移動 )

委員長 説明してください。

生涯学習課技師 そうしましたら、先ほど概要説明のありました若草伽藍の西側から出土しました主要な遺物について、ご説明申し上げたいと思います。

先ほど申しましたように、今回の発掘調査の成果としましては、1点目が、明治時代以来、長い論争をしております法隆寺再建、非再建論争に伴います、焼けた考古資料というのが望まれておりましたけれども、今回、あちらに見えますように確実に焼けて、金属が付着したような瓦、そして、かちかちに焼けてコークス状になった瓦、そして、少し手前に赤くなる瓦、そして、焼け焦げた石材などが出ました。それに加えまして、今回の貴重な出土となりましたのは、壁材でありま

す。わらのすさの跡が見て取れると思うのですが、かなり灰色を呈しておりまして、熱の受けた調査をしましたら、1000から1200度を受けているということでございます。ですから、かなりの温度で建物が焼けたということがこれで証明できると思います。そういうことで、焼けたか、焼けてないかという論争の中では、焼けた事はほぼ間違いないという成果が挙がりました。それらの焼けたものの、壁材を調査していきますと、こちらに主要なものをお持ちいたしました、これが壁画でございます。見ていただいても分かりますように、焼けておりますので、かなり色に変色しております。ですから、赤黒く見えるものも、必ずしも、赤褐色かということではなくて、例えばこれは青色であるとかいうことでもあるんですが、今後調査していく中で色は解明できるものと考えております。ですから、先ほどありましたように、この壁画はこの瓦と同じ地層から出ておりますので、鷗寺の壁画ということになりますので、まさしく聖徳太子のお建てになったお寺の壁画ということになれば、現在において日本最古の壁画、明日香のキトラ古墳が今話題になっておりますが、それよりもさらに約1000年くらい遡る、貴重な壁画の資料となったわけです。そのようなことから、報道各社がこの記事を大きく取上げようということで、現在、研究者に見てもらいながら、進めておりますが、話題になっているというものであります。以上です。

委員長 質疑があれば後でお受けしていただきますが、撤去しますので、よろしくをお願いします。

( 展示資料撤去 )

委員長 ただ今までの報告について、質疑等がございましたらお受けしてまいります。

小野委員 中宮寺跡の買収予定の件での資料1 - 2なんですが、このブルーが

今後補正予算、云々の話を課長されていたと思うのですが、史跡の周辺整備地という事で、以前に示されている図面ではトイレ休憩施設ということで、この部分は出っ張ってたんですが、その時の図面と微妙に違うんです。といいますのは、2筆になるのか、1筆になるのか、その時には分からなかったことか分かりませんが、ちょっと南に広がっているんです。この点について、どういうあれなんですか、以前にいただいている予定、この図面なんですよ。これのトイレ休憩施設として買収されるんだと、その時の長さというか、それよりまだ、南へ下りていっているんです。そこら、何か事情があるのかだけ、教えてください。

生涯学習  
課長

今、お示ししています図面も、都市計画図を引き伸ばして、焼いただけでございまして、当初から周辺整備地域でないと施設は造れないということから、買収の予定はございましたが、本年度特に買収の計画になりましたのは、買収をお願いしている方が、どうしても先行で買収をおねがいしたいということでございまして、当初から筆数にして2筆ございますので、その分を今回、一般財源で買収させていただきたいということです。形状につきましては、先ほど言いましたように、地図の上でのことですので、全筆買いをいたしますので、若干、変わっているかも知れません。

小野委員

今回、周辺整備地として買収されるのは2筆話されているという事で、当初の計画では北側の1筆だけで、トイレ休憩所を設置しようとしたという事ですか。課長、資料持っているのだったら見ておいてもらったら、違うんですよね。最初の計画より、表現がちょっと悪いかも知れないけど、余分に買うと。それはその理由を地権者が、この土地も買ってくれとなっているのだったら、それで意味は分かるんですけども、当初の計画では北側の1筆だけだったのなら、それらの事をちょっと教えて下さいと言ってるだけで、何も地図が、ベースになっている図面がどうのこうのとか聞いてないんです。

生涯学習  
課長 本人からの申し出という事でございます、今現在計画しております周辺整備部分と、委員さんが言われております南側の部分について当然同じ所有者の方がお持ちでございます、この部分だけ残るのは、という事の中でできれば一緒に買収してもらえないか、という事の中で、当然トイレなり休憩所とか、そういう施設が要りますので、それらに使いたいという事の中で、今回2筆買収させていただいたという事でございます。

小野委員 と言うことは、トイレの休憩施設の敷地を大きくするという形だという事でよろしいんですか。ただ、地権者が同じでこれも買ってくれと言われたから、という事でここへ出して来られるのだったら話はちょっとおかしいのと違うかな、当初の計画から変更していくのか、という事も聞きたくなる、そういう事ですのでちゃんとそれは説明してもらわないとおかしいなと思います。それと、同じように周辺整備地で買収予定の、県道に沿った駐車場、これについてはどういう状態なんですか。

生涯学習  
課長 北側の駐車場等につきましては、今現在、史跡指定地内を基本的に買うという事でございますので、今回の計画では入れておりません。将来整備を進めていく中で、その時点でもう一度計画を考え直すというか、見直す中で買収等についても考えていきたいと考えております。東側の部分でございますけれども、当然、相当広い場所もございますので、周辺の施設用地といいますか、現在計画の中で入っている部分だけで本来ですとできればいいんですけれども、より施設を充実していくという考えの中で、下の方まで一緒に買わせていただいたというような状況でございます。

委員長 担当技師の方から説明して下さい。今のこの買い足す部分の関係、どういう考え方という事を。その方がはっきり分かりやすいと思いま



すから。せっかく出席してくれているのだから説明して下さい。

生涯学習  
課技師 今、課長の方から申上げました事なんですけれども、当初史跡地内には、そういう駐車場、便益施設等は作るという事は不可能な場所でありまして、当然周辺部分において駐車場及びトイレ等を計画しておるわけでありまして。そして、小野議員の方からご指摘がありましたように、以前お渡ししました基本構想の図と今回の提示しております図の範囲についてでありますけれども、最近図面の方を、誠にお恥かしい話なんですけれども、確認いたしましたところ、形状において上下2筆に分かれておった部分を誤ってこの図で表現しておりまして、その部分が誤りだという事が分かりまして、大変申し訳なく思っております。当然もっと事前に気付いておかなければならなかったわけでありまして、そういう事になってしまいました。誠に申し訳ありませんでした。以上であります。

小野委員 謝ってもらわなくても結構ですけれども、課長の説明では最初は、地権者がこの土地も、と言われたから買収、補正予算組んででもいきますという。それと、今、その後で最後に答弁してもらったんだったら、トイレ休憩施設をもっと大きくしたいと、それと全然、違いますやろ。今の技師が言っているのだったら意味も分かるし、当初基本計画だから、ちょっと違いましたと、それだけで済むことなのに、言い訳とは言わないが、言い訳以前の問題ですよ、認識不足と言わざるを得ないと思うんです。それと、県道沿いの駐車場の用地のことはまだ、全然話はしてませんということで、それはそれで結構だと思うんですけど、変な答弁してくれるようでは、その時その時の絵を描いてる様では、ちょっと困ると思います。最初にいただいている、図面が大雑把な、基本構想ですから、それは結構です。元々から2筆を買収する予定だったということさえ分かれば、私はそれで結構です。

委員長 この件は特に、私どもの打合せの際にも、多少関係者と議論をし

した。3ヵ年計画と言う、買収してきた計画で、我々が示させている3年の、1年ごとの関係の上には、それが含まれていなかったと、いうことの様ですので、しかも、今回、買いたいと。本来なら、3年目ぐらいで、用地を取得するとか、どうかということで、買い足すと言うことは有り得ると思いますが、年度の途中でそうなるのはおかしいのではないかとということをお願いしたんですが、特に、特別な事情もあって、今年度に処理をしたいという地権者の希望もあるということであり、なお且つ町側としてはそのことについては、当初、委員会に示した3ヵ年計画の中での2年目の構想の中に入れてなかったと、或いは、3年目もですけど、入ってなかったということがあったので、今回入れるようにしたということを知り、了解してくれというような説明でしたので、それならその事を明確にした上で、一応我々としても対応することにせざるを得ないということになりましたので、この間の事情だけ、ご報告申し上げておきたいと思います。

委員長 一応いろいろと答弁の行き違いもあるようですが、事情がそういう事ですので、ご理解いただければ、そういう事で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

( 了 承 )

委員長 他に何かございますか。よろしいですか。  
それでは特に継続審査の関係についての、歴史的史跡等の発掘調査等の関係につきまして、4点の説明が、分けてございましたが、それぞれについて説明を了解し、今後さらに、調査を進めていくということに付言をして、終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、継続審査事案につきましては、これをもって終結するこ

とにいたします。

委員長 続きまして、その他の事案でありますけれども、12月定例議会の付議予定議案について、総務常任委員会に係わるものについて、提起をされておりますので、ご説明を受けることにしたいと思います。

生涯学習  
課長 それでは史跡中宮寺跡の用地取得について、ご報告申し上げます。  
資料2という事で、付けさせていただいております。先ほどの資料1-2の裏の部分の再掲となるんですが、お許しいただきたいと思っております。

この件につきましては、平成23年度に史跡中宮寺跡の史跡公園として整備を完了すべく、継続審査の中で報告いたしましたように、平成15年度から3カ年の予定で公有化を進めているところであります。本年度は2年目に当たりますが、予定どおり順調に事業も進んでおりまして、資料2で一覧表として添付しておりますが、所有者8名、17筆、7,077㎡について12月の定例議会議決後に、直ちに契約を締結し、17年年明け早々には所有権移転の手続きや用地費支払の手続きに取りかかってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほど、お願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑、ご意見がございましたら、お受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これは、ざっくばらんに言ったら、当初予算で組まれているとおりの関係のものを、具体的に実施をしていきたいということでの、実施計画についての上承みたいなものですね。そういう事でよければ、そういう事で終わりたいと思っております。先ほどありましたように、この青色で書いている分については、別途の件になって補正予算のことで

ご説明申し上げて、先ほど説明してはいますけども、そういう格好になります。そういうことで、ひとつご理解をいただいておりますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 予算の執行上の手続きの問題についての、ご了承を得るという事でございましたので、①の関係についての史跡中宮寺跡の用地取得については終わる事にいたしたいと思います。

委員長 ②の平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について説明を求めることにいたします。

企画財政課長 それでは12月議会に予定をいたしております、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。

今回提案をいたしますのは、補正予算第6号でございますが、先の9月15日に発生いたしました、町道304号線富雄川堤防線でございますが、そこでの路肩欠落により走行中の自動車のタイヤ損傷事故につきまして、その損害賠償金6千円、及びその保険金の受け入れをいたします補正予算第5号を議会の委任による町長専決処分させていただいたところでございます。これにつきましては、損害賠償の額の決定と併せまして、12月議会にご報告をさせていただきます。

それでは資料3により、補正予算第6号のご説明をさせていただきます。まず、歳入からご説明をさせていただきます。

まず、表の一番下、計欄でございます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,956万3千円を増額し、歳入歳出それぞれ93億2,845万9千円とするものでございます。

その主な補正の内容といたしましては、まず第1款町税では、町民税の個人で、給与所得等の総所得金額の減少率が当初見込みより少なかったことにより、現年課税分で4,400万円の増額補正、固定資

産税では、地価の評価額が当初見込みより減少したこと、また、設備投資額が減少し償却資産が当初見込額より減少したことにより1,460万円の減額補正をお願いするものでございます。また、固定資産等所在市町村交付金及び納付金については、日本郵政公社にかかる納付金が確定したことにより111万9千円の増額補正、たばこ税では、売り渡し本数の増により1,000万円の増額補正、都市計画税では、固定資産税と同じ理由により290万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金ですが、まず民生費国庫負担金では、児童手当支給にかかる国庫負担金の減額により3つの負担金を合わせまして364万8千円の減額補正をするものでございます。また、教育費国庫補助金では、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び幼稚園就園奨励費補助金については、対象事業費が増加することからそれぞれ増額補正をいたします。保存整備費等補助金については、史跡藤ノ木古墳にかかる第6次発掘調査が国庫補助金を受けられることになりましたことから100万円を増額、一方、古文書調査費補助金については、本年度の国庫補助事業として未採択となりましたことから100万円を減額補正するものでございます。

次に、第15款県支出金では、県民税取扱負担金で、先ほどの個人町民税の増額にともない県民税の払い込み額も増加いたしますことから100万円を増額補正するものでございます。次の民生費県負担金と教育費県負担金につきましては、国庫負担金と同じ理由によりそれぞれ増額補正をするものでございます。総務費県委託金の市町村事務処理交付金につきましては、交付額が決定し交付を受けましたことから66万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第20款諸収入ですが、平成15年度末で大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の第1期分が完了したことにともない、各市町村が処分場に持ち込んだ処分量に応じまして、これまでの負担額を精算いたしましたことから、当町においては還付金が生じたので336万3千円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして裏面をご覧いただきたいと思います。歳出予算の補正でございます。

給料及び職員手当等の関係でございますが、これら職員人件費につきましては、4月に実施しました人事異動等に伴う補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただいております。総額では、1,891万8千円の減額となっております。これは、職員の育児休業にともない給料、職員手当等が減額になったことによるものでございます。

次に、人件費以外の主な内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

第2款総務費では、一般管理費におきまして、育児休業、病気休暇にかかる臨時職員の雇用が当初見込みを上回りましたことから臨時職員賃金で279万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3款民生費では、社会福祉総務費で、社会福祉協議会において職員の退職等にもない人件費が減額になりましたことから、社会福祉協議会補助金458万8千円を減額、また、国民健康保険事業特別会計における人件費の補正にもない国保職員給与費等繰出金の増、及び出産育児一時金繰出金の増により、国民健康保険事業特別会計への繰出金129万1千円の増額補正をお願いするものでございます。老人福祉費では、老人保健特別会計において医療給付費等が増額となりましたことから、老人保健特別会計への繰出金948万4千円の増額補正をお願いするものでございます。また、介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の補正にもない職員給与費繰出金の増及び介護給付費等が当初見込みを上回ることから、介護保険事業特別会計への繰出金1,200万円の増額補正をお願いするものでございます。児童手当費では、支給対象となる児童数が当初見込みを下回ることから509万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第7款土木費ですが、道路維持費で、法定外公共物の移譲を受け平成17年度より当町において管理をしていくこととなります。

が、郡山土木事務所から引継を受けます境界明示等の多くの資料について、システム化をはかり、迅速な対応と適切な管理を行うため、管理システム構築業務委託料550万円の増額をお願いするものでございます。

次に、都市計画総務費の土地開発公社への損失補てんについてですが、これにつきましては、添付資料をご覧いただきたいと思っております。

先の9月議会におきまして、補正予算（第4号）及び土地開発公社の事業計画の変更のご報告のなかでもご説明させていただいたところですが、国において現在、いかるがパークウェイの用地買収にあたられているなか、当該用地の地権者の方で、斑鳩町土地開発公社所有の龍田西8丁目地内の都市計画道路代替用地をその代替地として希望をされておりますことから、その用地を提供していきたいと考えております。また今後、残地の処分をしやすくすることも考えあわせ、道路形態部分につきまして、町道として買収することをお願いさせていただいたところであります。これらの面積、簿価等について資料に一覧表としてまとめさせていただいております。龍田西8丁目公社有地につきましては、平成4年7月28日に、面積、公簿で1,678.84㎡、実測で1,679.65㎡、坪当り単価70万円の3億5,548万8千円で買収をいたしております。処分予定の平成16年12月末の見込みでは、諸経費427万1,640円、これは、これまでの草刈、ネットフェンス設置等の維持管理経費、また、今後、残地の処分も考えるなかで、水道管敷設或いは排水工事の施工を計画しております。この工事費270万円を含んでおります。また、支払利息7,535万6,253円となり、合計簿価は4億3,511万5,893円となります。

次に処分の関係ですが、道路用地処分として、公簿408.71㎡、実測面積409.52㎡、これにつきましては、補正予算（第4号）で406.35㎡で予定しておりましたが、分筆作業を進めるなかで、面積が若干増え409.52㎡となっております。町の買収価格は按分をいたしました諸経費、支払利息を含めまして1億547万4,5

89円となっております。また、先ほどの代替地につきましては、地権者の方が90坪を希望されており、297.52㎡を処分するものでございます。この簿価は7,726万5,686円となっております。これに対し、地権者に売却いたします価格は、下から2行目、2,707万4,320円となっております。単価につきましては、鑑定をいれまして、㎡あたり9万1,000円でございます。従いまして、簿価と処分価格の差、5,019万1,366円の売却損が生じますことから、土地開発公社の経営の健全化をはかるため損失補填をしていきたいと考えておりまして、ここに追加補正をお願いするものでございます。また、残地につきましても、その他の保有地につきましても、含み損がございますが、それぞれ処分が確定いたしました時点で、その都度、同様に損失補填をしてまいりたいと考えております。なお、土地開発公社の経営健全化につきましては、これまでも、代替地の情報提供を積極的に行うとともに、法隆寺駅前整備事業用地の処分など進めてまいりましたが、今後、更に保有地の処分を進める方策を検討していきたいと考えておりますので、どうか宜しくご了承いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、先ほどの資料にお戻りいただきたいと思っております。土木費の公共下水道費でございます。公共下水道事業特別会計における人件費の補正にともなう職員給与費繰出金の減額、及び消費税還付金の確定にともなう公共下水道事業費繰出金の増額等によりまして、繰出金259万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費では、まず私立学校振興費で、私立幼稚園就園奨励費補助金において、補助金交付を希望される保護者の数が当初見込みをうわまわることから114万6千円の増額補正をするものでございます。次に小学校費、教育振興費では、要保護及び準要保護認定者が当初を上回る見込みであることから就学援助費等62万4千円の増額、また、中学校費、教育振興費においても同様の理由により就学援助費等35万9千円の増額補正をお願いするものです。中学校費の保健体育費では、給食調理員の病休にともなう補充として臨時職員を



採用いたしましたことから、賃金31万1千円の増額、また、幼稚園費につきましても、教諭の病休にともなう補充として臨時講師を雇用いたしましたことから、賃金42万8千円の増額補正をお願いするものであります。次に、文化財保存費では、史跡中宮寺跡整備にかかるトイレ休憩所施設整備予定地におきまして、先ほど申し上げましたとおり、地権者から買い取り申し出があり、この用地費1,510万円、補償費204万6千円の追加補正をお願いするものでございます。また、安田家の古文書整理事業が今年度は国庫補助の採択を受けられなかったことから200万3千円を減額、史跡藤ノ木古墳の第6次発掘調査にかかる調査費200万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第11款公債費では、平成7年度、8年度分の減税補てん債の借換えが完了し、本年度に償還すべき元金が確定をしたことにより112万円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第12款予備費につきましては、今回の予算補正に要します財源として3,682万1千円を予備費から充てることといたしております。

次に繰越明許費の追加補正でございますが、土木費、都市計画費で、法隆寺門前広場整備事業において、発掘調査を引き続きいたしますことから、4,840万円の繰越をお願いするものでございます。

以上簡単ではございますが、12月議会に提出を予定しております平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

西谷委員

公社所有地処分について、お尋ねしたいのですが、多分、今、ゲートボール場で使われている部分だと思うのですが、平成4年で坪単価70万で取得して、現在、坪単価30万ですか、極端に下がりますね。10年ぐらいでこれぐらい下がるというのは、当初のあの土地の形

態で70万というのは、当時の鑑定の価格だったんですか。それと、この公社用地を取得するについて、誰からこういう話があって、買われたのか、その辺のところ、再度お尋ねしておきたいと思います。

企画財政課長 当初、買収した時は鑑定価格で買収いたしております。この取得につきましては。

町長 この取得の関係等については、この場所にマンションが建つということで、郡山斑鳩王寺線の道路の説明会をしている中で、新楓町の関係の方がここへ移っていただくという、議員さんからもそういう提案がございまして、何とかマンションを阻止してほしいという代わりに、こういう形で、今現在移ってこられる方の周辺の方々が、あの場所に移るということを申された中で、町としても出来る限り代替地を買うということは、なかなかし難いけれども、住民の方々が、いろいろとそういう事でおっしゃっている中で、最終的に鑑定を入れて、買わせていただいたという事でございます。

西谷委員 町長が言われた議員というのはどなたですか。

町長 今居られませんが、宇治英雄議員です。

西谷委員 分かりました。結構です。

委員長 他にございませんか。

小野委員 今改めて、処分の細かい数字を見せていただいて、前回の委員会でしたか、私、話もさせてもらって、助役から、相当の答弁をいただきました。私が一番気にしていたのは、道路用地という事で、形状は道路用地になっているのを1筆として、複数の方ですが、今は分筆して外してしまうということなんですが、当時から道路が出来ていたとい

う土地で、そのものを直ぐに、408.71㎡ですか、この部分を町へ処分しておけば、少なくとも支払利息1,838万円ですか、それらについては助かったのかなど。私は予測してたんです。当時は100万くらいかなと、細かい話をする必要はないかなと思ったんだけど、これを見たら1,838万、平成4年ですか取得されたのは。いろんな経緯があって取得されたのだから、なぜその時に道路を町へ処分しておかなかったのかなと、この点悔やまれると思うんですが、やはりこんなやり方では住民が納得できないのではないかなと、改めて感想として申し上げるだけなんです。答弁についても再度、もっと気を付けるということは、何事もそうだと思うんですが、なぜその時に処分しなかったのかなと、当時の担当としては完全な手落ちだと私は思うんです。ただ、今この数字、1,838万、こうじゃないんだというような答え、あったら教えてほしいと思うんです。何かその事について、答弁いただけますか。

助 役

小野委員のご指摘のとおりでございます。小野委員の質問にもお答えをしておりましたように、その当時、道路形態になっていたということから、処分をすべきだったという反省をいたしております。

しかし、この間におきましても、理事会でも早く道路だけを処分するという話はでていた訳でございますが、その都度、流れてきたということで、この区画につきましては、宅地にはなりませんから、道路ですので、当然、町としては適切な対応をしていくことが必要であったと考えています。今後、こういう状況につきましては、適切な方法で処分してまいりたいと思っております。確かに、平成4年7月に買収した時点でやっておけば、今おっしゃるように、約1,800万円のお金が助かっているということは事実でございますが、それは経過が色々ございますので、先ほど申しましたように、ご理解願ひまして、きっちりとした処分をしたいと思っておりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

小野委員 助役さんがおっしゃるとおり、道路形状でフラットだったら、もしかしたら、宅地として処分できる可能性もあったと思いますが、現場をしっかりと見てないんですが、段差がついている道路形状の部分でしたから、敢えて申し訳ないですが、再度。前回は、もう言わないと思っていましたが、その点も今後気を付けていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。  
私からお聞きをしたいのですが、土木費の関係での法定外公共物の管理で委託と書いてあるのだけでも、これはどういう事なのか。

企画財政課長 郡山土木事務所に境界明示等の資料がございまして、移譲を受けるわけですが、その資料が大変、膨大なものになっているということから、郡山土木におかれましても明示申請等あったときに、大変時間を要していると聞いております。そういった中で、これを電算システム化、データベース化する事によりまして、出来るだけ迅速に対応していきたいと、そういうシステムの構築を図っていきたいということでございます。

委員長 この間の建設水道常任委員会で審議した関係の資料を見ると、斑鳩町の法定外公共物管理条例が初めて出来るんですね。今度の12月議会でも提起するんでしょ、これは。実施日の関係を見てみる、来年4月1日からになっている訳ですよ。この関係について、なぜ今ごろ、この時期になって、この委託の費用の関係が出てくるのかということについて疑問なんですけど、私は。しかも、むしろ国からの委託事項であるはずなんで、それが今度は趣旨を見ると、平成11年の関係で地方分権一括法案が決まったということになって、なぜ今頃から出たと、その時決まったことによって、今回は国から地方へ移される、だから、市町村に移されるという関係になったから、この条例が必要なんだと、この条例を作っている訳なんですよね。そうして、今度の場合、ご説明を聞きますと、郡山土木だと言って、今、この予算を組

んでくると、どういう関係になってくるんですか、むしろ委託をするのならば、もっと早くから委託をされていなければいけないと思うのですが、この条例は出来ても、土木事務所にずっと委託していくということに、今後なるのか、どうかということ、或いは、この間の審議を聞いてこないと分からないんですが、一体、こういう関係について件数がいくらあるのか、今後どう取り扱っていくのかということについて分からない訳です、だから、こういう関係が出てきて、予算の関係が今になって出てくるんですけど、どういう扱いになっているんですか。

企画財政課長 委託先はシステムの電算関係の業者に委託をする訳でございますが、我々も予算ヒアリングをする中で、この点について委員長がおっしゃるとおりでございます。もっと早く、なぜしておかなかったのかということも申し上げておったんですが、担当の方で、延び延びになって、こういう事になってきているということでございます。申し訳ございません。

委員長 私は、そんな風に、説明どうもおかしいと思うんだけど、こういう関係の条例が出来る、11年から移管されてきて、今まで、決まってはいるけど、移管されなかったんです、恐らく。来年度から町へ移管される事になるんだと思う、実質的に、事務的にも。斑鳩町に。それまでの間、どうして来たのかというと、依然として、国がやっていたのかなと思っていましたよ。ここで、こういう予算が組まれる事によって、これに移行するについての段階の準備として、台帳整理とか、その他が必要なのでしなければならないという事で、俄かにこの予算を組んだのかなと思っているが、ところが、説明はそうではない訳です。しかし、こういう関係のものは今になって、しかも12月でしょ、12月議会に出して、3月末でして、しかも4月1日からこれで変わってくると、基礎が変わってしまう訳ですよ。なぜこんな事になるのかなと、どうして今のような説明になってくるのかという風に思う

んです。どうも、つじつまが合わない。

この条例に関して、一体こんな関係がどのくらいあるのかと、今まで国が管理をしていたものが、町に下ろされてくる事に、町に無償で下りてくる事になっているが、こんなものでひとつも権限強化もない、煩わしい問題だけだと、私は思う。事務量が煩雑になるだけの事だと。権限移譲でもなんでもないと思うんだけど、権限移譲だという一括処理が出来ているようですが、どうして今頃になって、こんなのが出て来るんだと、それで予算の委託料という関係で、管理の委託なんていうのが、今頃出てくる。この条例との関係について、一体どうなっているんだということについて、全然、分からないんです。しかもこれは、今年度の補正予算ですね、条例を実施をするという関係は来年からですね。そうしたら、この金はどこへ、どんな風にして委託して、どう使っていくのかということが分からない。面白い扱いがあるんだなと思っているが、どうなんですか。

助 役

この法定外公共物の譲与につきましては、事務作業につきましては、平成13年度から事前調査を含めながら、法務局に備え付けの図面等、色々なものに対する処理を講じていこうということで、平成13、14、15年の中でやってまいりました。16年度におきまして、法定外公共物の譲与につきましては、平成17年4月1日から実施されるわけでございますので、それまで町として膨大な里道、水路等がございますが、きちりとした内容で、機能管理、財産管理をしていこうと考えております。今までは機能管理は県が、財産管理は国がしていたということでございます。今度は、町が全ての管理をするということになりますので、相当な事務量が嵩んできますので、それについてのシステム化をしていこうというのが、今、出させていただいております補正であります。町として、これから色々問題もあると思います。そういう中で、ひとつ一つ、確認しながら、法定外公共物の移譲については対応していかなければならないのではないかと思います。それに対応するためには、きちりとした内容で資料を持っておく。今、

委員長がおっしゃっていましたように、私が記憶している範囲では、どれだけの数値的なものがあるということは、明確に表れてこないと思うのです。あくまでも、里道、水路の路線について、法務局の備え付けの図面によって処理をしていくということで、その図面もきっちり間違えないように、町が境界明示等を含めた中でやっていくための委託ということで、組ませていただいた訳でございますので、17年度以降につきましては、こうした委託は発生しないという判断をいたしております。

委員長

今の説明でも矛盾だと思うんです。要旨なんかを見ますと、里道、水路などの法定外公共物が市町村に無償で譲渡されると、そうすると無償でということで、機能管理や財産管理も含めて、市町村がするんだと言っているんですね。今までは国がしている訳でしょ、そうしたら国の資料を貰ったら、それでいいわけでしょ、本来は。どうして、ここで改めて。それじゃ分からないんだと、数が分からないと、里道、水路、分からないものを受けらるんであって、そのために受け皿をきちっとするんだというような事になって、なぜ無償譲渡するということになってくるんだと。反って、支出があるし、事務が煩雑になるし、業務が増える訳なんですよね。権限強化でも何でもないわけ。というようなものを、俄かに補正予算を組むという、来年度にやる一部をここで組むということについては、十分な説明が、納得できないですよ、そんな説明。だから、国が色々やっているけども、国が手におえないから、町にしろという言い方に聞えてくる訳だ、今の言い方にしたら。そうかといって、受ける事になってけど、町の立場が全然出来ていない。今からするんですか。ということを行っている訳です。こんな関係になるんですか、これは、本当に。しかもこの関係について、法定外公共物の管理は委託で、予算を組むと。条例の検討のところ、どういう説明されているのか知りませんが、条例審議、12月にだしますよと言って、説明していると、規則などもしているんですが、これらを見ていても、件数その他の関係を何も書いていませんよね。

取扱い理由だけ書いているだけ。許可の申請と許可をする時の関係だけしか、書いていない訳です。こんな扱いなんてあるんでしょうか、予算の関係でも。もう少し分かるようにしてくれないと、本当に管理の関係というのが、どうしてこうなってくるのかということが分からないんですが。分からないといっている私の方がおかしいのかな、これは。

助 役

委員長がおっしゃるように、今までは財産管理を国がして、機能管理を県がしていたのを、そのまま町がしていくとことで、明示等を受けられる方に対してはその通り、何ら変わらない。違った方法で里道水路の境界明示をして行くということではないと思います。

しかし、譲与について、機能管理、財産管理面において、町に移譲するには相当な手続きを追って、移譲しなければならないシステムになっていると思うのです。我々といたしましても、こういうことをする事によって、相当な労力を必要としますし、今までは県がしていたから、県の関係だし放っておこうとなりますけども、今度はそういう訳にはいかない。問題点を十分、検討しながら、町は対応していかなければならないと思いますので、そうした流れの中での、きっちりとした手続きを追っていくということが、この法定外公共物の移譲の手続きという考えを持っております。そうした中で、言うべきことはいい、やっていくべき事はやっていかなければならない、そしてきっちりした中で、平成17年4月から、財産管理、機能管理を含めた中でやっていくということで対応してまいりたいと思っております。

委員長

地方分権の推進を図るための関係法律の整理、或いは、整理が行われて来たというのが、平成11年7月8日の法律で決まったんだといっている訳ですね。それから、来年実施をしようとしているんですね。その間、5年があるわけですね。5年という関係については、恐らく、準備の期間でなくてはならないと私は思うんです。だから、準備が出来ましたから、今度は自分のところで法律作って、やりますとよ、受



けますよという形になるんだと思うんですが、今どうして突然、こういう補正が組まれているのか、5年間して来たんなら、5年間というのはどう処理してきたのかと。これについての対応を全くしていなかったということではないのかと、予算を組んでいないということではすよ。ここで改めて補正を組んできて云々という関係については、あと3ヶ月ほどで整理をしようとしている訳ですよ。しかも委託で。そこが分からないんです。5年間で出来なかったものが、どうして3ヶ月ほどで出来る。今なお、町が里道や水路の関係について、把握できていないなんていう答弁をしていたらですね、一体なんだとこれは。この予算というのは何を根拠に出しているのか、教えてください、この額は どうして出てきたのか、となりますよ。そうでしょう。全然、つじつまが合いません。

助 役 理解をしていただけないかも知りませんが、この手続きの予算は平成13年度から予算を計上させていただいて、取り組んでまいってきております。今度の予算を計上させていただきましたのは、膨大な資料の中で、電算システムを入れて、きっちりとした内容で行っていくために委託をするということでございますから、これをしておかないと色々なトラブルが起こる可能性があるということでございます。そういったことで、ご理解願いたいと思っております。

委員長 何かご意見ございますか。私の言っていることはおかしいのかな。

小野委員 この件につきましては、13年からの助役さんがおっしゃったように、譲受を受けるためのコンサルタントへの契約の金額がなぜこんなに高くつくんだと、本来は三郷町なんかはもっと安く、譲受を受けるための用意をしていたんです。だけど、斑鳩町は電算化を図って、公図を電算化して読んでいくと、それが将来的には、明示の時には必ず出来るものだと。私は完全に無駄なことだと、コンサルタントの営業に乗ってしまっていると、斑鳩町だけです、したのは。私はずっと

分かっていた。だから2年前にも、16年9月ということで、全部他もしているんだから、間に合うのかと言ったら、間に合いますと言って、そして6月議会で聞いたら、今からやりますとか。私は、先ほど課長の説明で、その物が電算化してあるから、今後ずっと、550万で契約をしていって、処理をしていくのも電算の方への委託料だと私は理解していたんですよ。ただ、そういう事も分からずに、コンサルタントの内容で、譲与の、そんな、まあ言ったら、無駄といたら失礼だけど、やはり住民のためにはそういう明治時代の公図よりもっと合ったものを、私が今までもずっと言っていました、国調をして境界の紛争を未然に防ごうということを提案していたが、そちらは全然タッチしてもらえなかった。今回、この譲与の話が、地方分権であったときにもどのように町は対応するのか。完全なコンサルタントの、業者のペースに巻き込まれている。だからそれは、してしまっている事だし、経費も掛けてしていることだから、それでいいと思うんですよ。だけど、それらの事をしっかり認識してもらわないと無駄な事を出してくるような形にもなってくるし、委員長も理解できないじゃないか。

今まで、郡山土木は国有財産の受任者ということで、知事が受けて、郡山土木が財産管理。先ほど助役さんがおっしゃっていたのはちょっと違うなと思ったのは、機能管理は地元の水利組合なりがして、これは何尺の幅だということでやってくるし、財産としては県知事が受任者として国有財産の管理をしている、明示をしてきたと、それは完全なアナログですよ、何尺の図面書いて、それを電算に取り込むという、ひとつの姿勢としては良としたんですが、その意味が分からずに進めてきておられるから、こういう事になったんだと、私はこの分についてはもうちょっとしっかり、やってもらわないと、先ほどの処分の問題じゃないけど、しっかりした活きたものにしてもらわないと掛けた金が無駄になるように思いますし、しっかりと、ヒアリングでどういう形で財政課長が原課から聞いておられるのか、その説明がどういうものなのか、失礼な言い方になるかも分からないが、担当のものも意味なくこういう感じの委託料が要りますからということで出してきた

いるように思えて仕方がない。だから、補正という形で出して来たんだと思うが。これは明示の、郡山土木からこちらへ移管になる明示の書類の管理費用としての、どこかへ委託される費用なのか、もうちょっと具体的に話をしてもらわないと、全然意味が分からなくなってしまう。その様に思うのですが、その点どうなんですか。

助 役

先程の管理について勘違いしておりまして、小野委員のご指摘はその通りでございまして、機能管理は今まで町がやってきました。財産管理につきましては国に所有権があつて、管理を県がしているということで、ご訂正お願いしたいと思います。

その件につきましては、担当課に来てもらいまして説明をさせますので、ご了解を願いたいと思います。

委員長

これは、いずれにしましても、感じとして、これまで町がやってくれる事だから間違いないだろうと信用してきた向きもあるんですが、事柄的にそういう議会の常識といいますか、善意というものが軽く見られて、何でも自分らでしたらいいんやという格好で、進められてしまっているという感じがして仕方がないんです。だからもうちょっと慎重に、しかも緊迫感を持って対応する事を考えてもらわないといけないんじゃないのかなと、つくづく最近感じている。そして、下段の関係、先程も話がありましたが、土地開発公社の損失補償の関係ですが、この点は改めて、別途に、指摘をし、意見を聞きたいと思いますが、念の為に申し上げておきますが、公社保有分のことをこうして出していただく事を喧しく言って、出してもらいました。関係者も色々ご努力いただいたと思います。ここで、じつと、もう一度見てほしいと思うんです。なぜ、僕が喧しいのか。全部今度で処分が済むかと思ったら、残っているんですよ。残地があるんですよ。残地の関係と現在の代替処分地でいっしょに、その額で処分をしたとしたときに、簿価との差が、今のようなシステムでいって、一般会計から例えば補填をしてみるとしてみなさい。その時計算していくらになると思います。残

地になっている関係のところについて、現時点で同じ様な処分をしたとしても、1億6,386万8,108円になるんですよ。こういう膨大な管理、だから、公社関係のいわゆる塩漬け問題の早期解決をしなければならぬと、こういう実体を考えていくなれば、少なくとも基金を積んでいるからいいじゃなく、むしろ基金を取り崩してでも、こういうものを解消するという関係の積極的な方法を取らない限り、いつまで経ってもこういう問題がだんだん雪達磨式に増えていくよと、しかも奈良県下を見て、4つの件で代表的な面で、土地開発公社の塩漬けの関係が、4つの中に1つが入っている訳だ。そういう不名誉な関係というものが、全然解消していかないという関係が含まれているんです。ということがあるから、私はこの間の特別委員会でも言いましたし、今日もそういう事で、分かる様に出してきなさいと言っている。こういうことを十分、議員の皆さんが知ったら、安易にああだこうだと、出来ないだろうと、本当に。大変な事態なんだということについての、緊迫感といえましょうか、本当に財政が苦しいとあって、真剣に血みどろになってやっつけようというのなら、そういうことについて、どう解消するんだということについて、全体が、もう少し、正念を入れて、掛かって行かないといけないのではないのかなと、そして、補正というものの組み方についても、十分考えていくべきだというふうに思うから、言っているんです。これは改めて、土地開発公社問題の関係と今後のひとつの関係について言いますが、そういう風に思われて仕方がないというのが、私の気持ちなんです。

だから、この関係にあるように、直ちに悪いとは、私は申し上げていませんけど、そういう、ここで明らかにされていない関係を見ると、多くの関係が出てくる、塩漬けの関係によって、早く処理をしないとだんだん雪達磨式に増えてくるという関係になっているということだけ、心配しているんだということを申し上げておきたいと思うんです。

他に何かございますか。あればお聞きをしておきます。

( その他質疑なし )

委員長        なければ、12月定例会に理事者側が予定している補正予算の内容  
というものは、こういうものであるということについての説明を受け  
たという事にしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長        それではそういう事で、終わりたいと思います。  
次に、③、④、⑤は関連した内容のものでありますので、一括して  
説明を受ける事にしておきたいと思います。

総務課長      それでは12町議会定例会の付託予定議案の③、④、⑤、奈良県市  
町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、奈良  
県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の  
減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更につい  
て、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減  
少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを一括して  
ご説明申し上げます。

この3つの議案につきましては、地方自治法第7条第1項の規定に  
より、平成17年4月1日から添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村が奈  
良市に編入される事となり、平成17年3月31日をもって月ヶ瀬村  
及び都祁村が廃されることから、奈良県市町村会館管理組合、奈良県  
市町村非常勤職員公務災害補償組合及び奈良県市町村職員退職手当組  
合の3つの一部事務組合におきまして、その組合を組織する地方公共  
団体の数が2村廃止となり、組合を組織する地方公共団体の数が減少  
となる事。また、この合併により、奈良県市町村非常勤職員公務災害  
補償組合及び奈良県市町村職員退職手当組合においては、それぞれの  
組合規約の中で組合を組織する地方公共団体を挙げている別表第1及  
び別表第2において、月ヶ瀬村及び都祁村の名称を削除する改正も行  
う事から、それぞれの組合におきます規約変更について、地方自治法

第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めていくものでございます。お手元の資料4、資料5、資料6としてその提出を予定しております議案の案をつけさせていただいております。

以上簡単ではございますが、3つの議案の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 何か質問ございますか。

( 質疑なし )

委員長 この問題は市町村合併に伴う手続きの問題でありますので、こういった関係が12月議会で上程されると、審議をお願いする事になるということで、説明がございましたので、その点理解をするという事で、終わっておきたいと思いますがよろしいですか。その様に処置をさせていただきます。

その他の項になりますので、時間が掛かるような気もしますので、休憩しましょうか、午後4時まで休憩いたします。

(午後3時47分 休憩)

(午後4時00分 再開)

委員長 再開いたします。

各課報告事項の地震対策ガイドの配布について、説明を願います。

総務課長 それでは各課報告事項のひとつめ、地震対策ガイドの配布についてであります。お手元に資料7といたしまして地震対策ガイドを提出させていただきます。

平成13年に東海・東南海地震に近い将来かなりの確立で発生する事が、中央防災会議の専門部会におきまして発表され、最近ではテレ

ビや新聞等で報道されてきているところがございます。また、去る9月5日には、2回にわたる最大震度5弱の地震が奈良県内において発生し、その後10月23日には新潟県中越地震が発生したところであり、さらに住民の皆様方の不安を広げたところでもございます。このような中、以前に一部の議員皆様から住民用の防災マニュアルの作成について一般質問等でご質問も賜りましたところであり、今回、お手元にお配りさせていただきました地震対策ガイドを当町用のオリジナルとして作成、購入し、住民皆様に各戸配布することで地震に対する予備知識と地震が起こったときの対応について知っていただき、地震に備えていただきたいと思います。なお、新潟県中越地震など、地震が全国で多発している状況等もあり、時節柄、一日も早く住民の皆様にお配りし、家庭での地震対策の参考にしていただきたいと思います。昨日、11月25日、自治会長を通じまして配布させていただきました。議員皆様には報告が遅になりましたが、よろしくご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

地震対策ガイドの内容についてでございますが、まず始めには、地震を知ろうという事で、地震の大きさと想定される被害について、次に地震に備えようでは、非常持出品や災害用伝言ダイヤルの活用方法、また、家庭内の地震に対する安全対策などについて、そして、地震が起きたら何を？、また、グッ！ときたらというタイトルのページでは地震発生直後の家庭内や屋外で取るべき行動について、そして揺れがおさまったらというページでは安全な避難の仕方や初期消化について、最後のページでは応急手当についてガイドをいたしており、そうした構成に地震対策ガイドはなっております。また内容につきましては絵を交えて、分かりやすくまとめているところでもございます。このガイドブックですが、家庭内におきまして見易いところに置いていただきたいと思いますという事から、ガイドブックの上部にフックを設け、柱や壁に掛けていただけるよう、家庭内の啓発もできるように配慮もいたしております。なお、当町におけます避難場所20箇所の案内につきましては、このガイドブックには載せておりませんが、12月広報

にて掲載をいたしており、今後も定期的に町内の避難場所について、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で地震対策ガイドについての報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますよう、お願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりました。何か、これについての質疑というよりもご意見ございますか。

小野委員 当町のオリジナルというような表現をされておったのですが、オリジナルにしてみれば、斑鳩町の避難場所が載っていないというのは、ちょっと解せないのですが。それと、大きさが色々考えてされたと思うのですが、老眼で見難いのです、字が小さくて。それについてどんな検討をされたのか、オリジナルというんですから、色々検討されて、これが一番費用も安かったから、こういう大きさにしたとか、個々の避難場所というがやはり、オリジナル版に載ってなかったらおかしいと思うが、その点はどういうことでしょうか。

総務課長 オリジナルと申しますと、元々、この地震対策ガイドにつきましては市販のガイドブックでございます。そこにオリジナル部分といたしまして、斑鳩町の名前を入れさせていただいたことがひとつと、裏面でございますが、実際に販売いたしておるものにつきましては、防災カード、裏面の防災カードという部分、この部分が全くなかったわけでございますが、これをこの内容と照合した結果、防災カードというものがないということで、ここに敢えて入れさせていただいたということでございます。その部分につきましてはオリジナルということで、後は、市販品を購入しているという事で、ご理解を賜りたいと思えます。それと、避難所の関係でございますが、毎年、年1回広報で避難所を啓発してきているところでございます。しかし、ここに載せられなかったということで、今申しましたように、市販品という事で載せられなかったという事で12月の広報に避難所、避難施設の案内を載



せさせていただいたところでございますので、そういった点でご理解賜りたいと思います。避難所につきましては今後、定期的に広報にて住民の皆様へ周知をしてまいりたいと考えておりますので、併せてよろしくお願ひ申し上げます。

小野委員 オリジナルといたら、私はそういう意味ではないと、名前を入れて、ちょっと変えたのがオリジナルと、全体からいけば大半が市販品だという事だと思ふので、揚足を取るつもりはないので結構です。ただ、これを市販品として、字の大きさというのは何か検討されたのですか。

総務課長 字の大きさ、実際には市販品でございますので検討いたしてはおりませんが、他のいくつかのガイドブックを見る中では、これがタイトルの的には字が大きいので、見易いだろうという部分がございますので、これを選んだという事でございますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 他にございませんか。

今言われているように、災害、その度に、色々あったときに、どんな基準でどう言っているのか分からないで、勧告、命令、指示、色々ありますね。それぞれどんな時にどんな事を言うのかなということに、初めて気がついたんだけど、そういう関係については全く触れられていないし、今度、これを出してきていることもあったし、斑鳩町の地域防災計画も見せてもらって、昨日も新聞出ていて、うちはどうなっているのかと思って、見てみたんだか、風水害時における避難勧告の指示について客観的基準の作成というのが、全国的に7%しかないらしい、決めている所が。近畿の関係が一番悪いわけです。1.3%。奈良県なんか、海がないから津波の心配はないから、尚更だと思ふんです。結構な所にいさせてもらおうという気ばかりで、形式的にこういう事を作られていて、本当にいざという時に、一体どうなのかとい

うことで、客観的基準という云々について、十分検討して、こういう事が全然考えられていないということではいけないと思うので、考えてみるということに、研究が必要ではないかと思うし、防災計画なんかの関係にしても、砂防地帯の関係、地域でやってみたり、雪崩れが心配など、色々書いてはいるんです。そういう面についても実際に地域に説明がされているかというとされていません。ほとんど。ただ単に、形式的にそれだけ整えているという形になってしまっている、住民のものになっていないと思うんだけど、これだけの分厚い計画だったらなかなか見られないけど。私達の間関係を見てみると、竜田川からこちらの一体の関係の避難場所というのは、中学校になっている。ただ中学校と書いてあるだけで、どんな時にどうとは、全然書いていない、それでは全然分からない。どういう時に行くか。そういう面で行く事と、併せて避難場所に救援物資というか、そういうものを保管している状態というのはひとつも無い訳で、別のところに回しているということなど、一体、考えられないものかどうか、という事もあると思うので、難しい色々な面があると思うが、絶えず具体化をしながら、一般的な常識とさらに、少しでも斑鳩町の実態に合うような形のものと考えて、地域地域にもよるのかも分かりませんが、出来るだけ知恵を出してもらって、関心を持ってもらえるように努力してほしいと思います。これはお願いだけです。こうしたものは、恐らく、うちの関係でないだと思えます。客観的基準作成なんてしていない。計画部会で、私は今日見てきたんだけど、入っていない。お互い避難場所で決めている関係など、地震ではいいのかも分からないが、風水害では適応はしないのかなという事もありますし、堤防が切れたら真っ先に水に浸かりそうな所が避難場所になっていたりするし、そうなっていると形式的なものと違うのかという印象を受けたりしますので、もう少し実態を十分、地域の皆さんとも相談しながら、定めるということなんかを、大変だと思うが、考えてほしいと思う。

他、なければ、この件についてはこれでよろしいですか。

こういう時期でありますから、注意を喚起したと言う事で作って、

配布をしたということですから、そういうことで報告を良としておきます。

次に、大字龍田財産区、下司田池にかかる建物収去土地明渡請求事件について、報告を求めることにいたします。

企画財政  
課長

それでは、本件につきまして、9月議会での総務常任委員会報告させていただきましたそれ以降の状況につきまして報告をさせていただき、合わせて、今後の進める方向について述べさせて頂きたいと思っております。

裁判につきましては既に結審をしているわけですが、去る9月8日の裁判において、被告側から和解案の提示をしたいとの意向が示されましたことから、10月14日の裁判において、被告代理人より和解案の提示がございました。その内容でございますが、4,000万円で立退きをするというものでございます。この4,000万円の根拠ですが、公共事業に際し、立ち退きとなる場合に適用いたします奈良県の損失補償基準により営業廃止にかかる補償額を7,270万円と算定し、その2分の1の額に井戸のポンプ施設分を合わせ4,000万円としたとの説明が被告代理人からされております。町としましても、昨年11月の総務常任委員会におきまして、これまで、裁判官の要請もあり、和解について話し合いを進めてきた経緯もありましたが、原告と被告双方の主張が大きくかけ離れておりますことから、これ以上の和解の話し合いを継続したとしても、到底和解に至るような状況はないと判断し、判決をいただきたいとも申し上げてまいりました。しかしながら、今般、被告側から提示されました和解案は、これまでの被告側の主張からはかなり譲歩した内容になっており、これまでの和解を進めてきた経緯も踏まえ、今一度、少しお時間をいただきまして、和解の話し合いをしてまいりたいと考えております。この裁判につきましては、その方向も結果的に、二転三転しており、議員の皆さまには大変ご心配をおかけしておるところではございますが、これまでの裁判の経緯も踏まえまして、どうか、よろしくご了承賜りたいと存じま

す。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑ご意見があったらお受けします。

小野委員 提起から何年目に入っているんでしょうかね。

企画財政 提起をされましたのは、平成11年10月12日でございます。

課長

小野委員 確か私の記憶では、地元からね、いろいろな迷惑というんですか、行為があるとかいろいろ話が出てたのが、この提起をする2年ほど前だったと記憶しているんですがね。そのときからいろいろ地元でも長い間かかって、11年から、今、平成16年ですから5年経過してますしね。今の課長の説明では、町としては一応今の提示されている金額については、大分被告側も譲歩というんですか、計算の仕方も明確にされたし、できればという感じで今報告受けたんですが。私としては結審してもらって、判決いただいて、その判決がどういう具合になるかはこれは裁判のことですから。こちらが期待しているのはあくまでも、思うような判決にはならないかもしれないし、期間も大分長くなってますので。今の4千万ですか。その金額をベースに少し和解の話を進めていただいてもいいかなと思うのですが。私としては、今までは判決いただいってくれと、きちっとしたものにしてくれと話もさしていただいておりますが、今回このような今報告を受けた段階では、そういう方向も住民のためにも良いんじゃないかなと、そのように思います。

委員長 他に。

嶋田委員 私今まで総務委員会にだささしていただいてまして、結審のあと判決をいただくと、そういう堅い決意でずっと述べられておられましたけれども。今回、これ和解に応じるような方向でお話しされています

けれども、それはどうしてなんですか。

総務部長

先ほど課長が申しあげましたことと重複する部分がございますけれど、この裁判の内容を顧みますと、平成12年8月24日、第7回の公判でございました。裁判官より和解に切り替え審理にはிரいたい旨の意向が示されたことから、和解に向けて話しをしてまいったところ  
です。しかしながら、被告側の提示金額があまりにも町の考え方と乖離がありまして、和解できないことから弁護士と相談したなかで、平成15年8月28日の第28回公判において、町としては判決を求めていくこと  
の考えがある旨を申しあげてまいりました。そうしたなかで、同じ年の10月14日、第29回の公判におきましては裁判官3人による合議制に変更になったことから、今後の裁判の進め方として裁判を終結できる  
ところまで審理を進め、最終的には和解するかどうか双方に尋ねたいとの意向が示されております。平成16年の7月7日の第35回公判において原告側の弁護士より、被告が本件土地を占有使用する何らの権原を有せず、すみやかに引き渡すべきとの主張を行  
いしましたが、裁判官より裁判を終結し、次回に和解するかどうか尋ねるとの意向が示され、同年の9月8日、36回公判において被告側より和解条件を提示したい旨の発言がありまして、裁判官はこれまでの経緯に鑑み、直ちに判決とせず、後一度公判をもちたいとの意向が示されたところ  
でございます。同年の10月14日、第37回公判にて被告側より4千万円の、先ほど申しあげましたような根拠の、4千万円の和解の金額提示がされたことによりまして、本町といたしましては、和解に応ずるか否か、一度持ち帰り検討したい旨の回答を行ったところ  
でございます。そういったことでこの度の委員会にご相談申しあげているところでございます。したがって、被告側の和解金額が示されましたが、当町といたしましては、どのくらいであれば和解に応じることが  
できるのか、いずれにいたしましても判決を断り、和解の場合には議会の議決要件となりますことから、妥当性のある金額でなければならないことから、その点を十分念頭にいれ相手側と交

渉してまいりたいと考えており、もし委員会でご理解いただけるとなりましたならば、相手側と交渉させていただき、しかるべき和解条件となりましたらもう一度委員会にご相談申し上げ、理解を賜りましたら和解の方向へと進んでまいりたいと、そういうふうと考えておりますのでよろしくお願い申しあげたいと思います。先ほど課長申しあげましたことと重複したことございましたけれども、そういったことで進んできたわけでございます。

嶋田委員 そうしたら以前の和解条件は町の考えと乖離しているということですが、今回は町の考えに近づいたという考え方で良いんですか。

総務部長 以前は9,600万という具体的な金額も出たこともありますけれども、到底そういったことで支払いに応ずるような内容でございました。そういったことから、先ほど申しあげましたように相当の乖離があったと申し上げたところでございます。今回、そういったなかで4千万というように額に落ちてきておると、相手方、被告側の額が提示されてきたということございまして、当初から比べましたら相当金額が落ちてきたということで、私どもにおきましては、そういったことのなかでもう少し相手と交渉させていただくなかで、当町として和解に応じられるものがないかというような方向で話し合いができたということをお願いしておるところでございます。

嶋田委員 そうしたら、理事者側はこの委員会で和解に応じるかどうか決めて判断してくれと、そういうことで解釈してよろしいんですね。

総務部長 和解の方向で今一度話し合いの機会を与えていただけないかというようなことをご理解いただきたいということで申し上げている。今この価格で4千万で和解せよと、和解に応じるという話ではございません。そういった方向で話し合いをさしていただきたいということで申し上げているわけでございます。

委員長 他にございませんか。

森河委員 先ほどの説明、私はよく理解はしております。ここでね、向こうの弁護士からうちの弁護士のほうにいつも出ている金額ばかりであると。ここで先ほどいわれたように、再度ここでこういうふうにやっていきたいというのであれば、いつも町いうように金ない金がないということ聞いておりますので。町としても今後、そこまで和解をするということであれば、うちの弁護士は、それでやりたいというのか、それもひとつと。それからあと、問題はね、町のほうからは、今までは和解というなかで、9千万や、7千万、1億とでているなかで、これぐらいだったら町としても受けていいじゃないかというのが、うちの弁護士に出されておるのかね、出していこうとしておられるのかね。その点ははっきりしておかないことには、裁判、裁判ばかり求めておるといような傾向に私思いますので。和解に応じようと思えば、向こうが提示した金額よりも、うちやったら、これでやったらいけるということを出せるのか、その点どうですか。

助 役 和解ということになれば、被告側は金銭での和解を求めておられる。しかし、町としても金銭で和解を行うとするならば、当然、その金額の根拠をきちっとした内容で示さなければならない。また、当然住民の皆さんにご理解願う金額でなければならないと思っている。まずそれを町が算定いたしまして、そして和解としての条件を提示すると。こういう流れになってくると思います。ただ、今もおっしゃるように今これまで、当初は平成11年10月12日から訴状を提出して裁判が始まりました。その経緯のなかでは、当初は、判決という流れのなかで被告側としてはどうしても補償の金額を提示されてきたと。そういう流れのなかで、今部長が説明しましたように裁判官は、この件については和解が望ましいということの提示をされて、そして和解にはいったわけでございますけれど、その間においては、被告側がすべて

の金額を提示し、町は蹴ってきたという流れでございます。しかし、町としてはこれだけ出せますよというような金額の内容は示したわけですが、今状況は変化しております。そういうことで、今、和解という流れのなかで入っていくならば、やはり先ほど私申しましたようなかたちで示して、そしてきちっとした和解に漕ぎ着けていくということになると思います。和解となれば、両者の合意のなかで成立することになり、合意しない場合もなきにしもあらずということを考えています。

森河委員 助役のいうことも我々理解をせんこともないわけや。ところが今日も言うようにうちの弁護士は、今も言うように、示してないんだから。今までうちの弁護士がどういうふうやって、やっていこうとする気を持っておられるのかね。そこらですわ。だから私ね、お尋ねしたいのは、先ほども助役がおっしゃったように、いくらだったと、算出するということが前提にあるのか、それはあるということ为先ほど言われておることですけども。今、現時点で、若干ですわ。どれぐらい出したらいけるというような、その腹は話しされてますの。

助 役 和解案が出たということに対して、我々といたしましては和解として進めていこうということをお願いしておるわけでございます。先ほども申しましたように町としての金額的な試算というものは現在はおしておりません。弁護士からこれだけせよとか、こんな金額を出せとかいうような提示はされません。我々が了承しなければ弁護士はそれに対して動かないということでございますから、やはり町としての考えがきちっとしたなかで弁護士さんは、向こうの弁護士さんと話しをしていくと、こういうことでございます。

森河委員 時間かけてやって、最終的な、生い立ちをみるとね、非常に変わってきておるわけやな。そやから私ね、町としても、いくであればね、和解ということ出て、裁判官が申し上げて、そして向こうの弁護士か



らはやはり4千万と和解というものであればね、うちとしては裁判でいくんやなくて、そういうふうに関後、和解で判決を取入れていこうとするんならばね、やはりこの問題は早く切ることが先決やと思う。いつでも下司田池や、何池やと、そんなことばかりね。4百何万、金ないことはわかっているわけや。そういう点でね、やっぱり向こうの条件としては補償問題、営業権というものも私はあると思う。やっぱり長年やってこられたなかにおいてね。できるだけ町も早く、私は金額を出してあげ、こうこうしかじかこれでやってくれということが、うちの顧問弁護士に申し上げていただくことを望んでおきたいと思ひますので。そういう点をひとつお願いをしておきたいと思ひます。以上です。

委員長 他にございせんか。

西谷委員 参考までに、今の下司田池の資産価値というのはどの程度なんですか。今の評価額で。

助 役 鑑定概算額を以前に計算いたしましたのは、1平米当たり1万7,010円。これで計算してます。これが現在の鑑定概算額になるかどうかこれは別問題です。この当時に試算したのみであって、この試算はあくまでも鑑定の評価額で、奥地補正また造成補正等を考えましてやっただけで、これはあくまでも町の私案でございしますので、土地の鑑定士等から出したものではございせん。あくまでも想定でございしますので、その点を十分ご理解願ひたいと、このように思ひます。

委員長 私のほうからもちょっと聞いてみたいと思ひけれどね。先ほど結審を終えたというふうに関われている。そう理解していいんですか。この段階の話しとしてはおかしいと思ひんですよ。後は判決待つばかりだとみるのが常道だと思ひんですけれど、これどうなんですか。だから、これ言葉の関係でありますか、きっちりしてもらわんとね。結審と言

いながら、今になって和解という関係がまた出てきたからどうなんかということとね、あるいは結審は終えているんやという関係と随分違うと思うのですよ。そのへんはどうなのかということと、そして相手側の関係からみて若干その折れてきたとみえるというんでけれどね。今までの私の記憶ではですね、9600万とかいう話し、僕は一遍も聞いたことないと思うのですよ。むしろ更地にしてですね、3分の1とか3分の2とかいう関係があって、あるいは池を全部潰さないで、池は防火池の関係もあって残してくれとかいう関係についてね、話合いできるならということ、我々も一遍そういうことで話してみても良いと言うたことあるんですけどね。金額でそういったことひとつもないですね。今日初めてそういう額を言うてみて、そしてそれを4千万という額を言うてきて折れていると。いう判断をしている関係について、どこでどうなってきたんやというふうに私は思うんです。そしてね、結局、この4千万なら、4千万という関係について、西谷委員も聞いているが、坪当たりどのぐらいになるのかという計算もしてみても、そしてどうのこうのという関係になってこないといけないと思うし、町自身が返還後、何に使おうとしているのか、そのことによって、条件の代償を払って取得をする事によって利益があるとか、或いは損になるとか、住民に説明責任の関係があると思うんですが、その面については全く言わない。弁護士がどういう風に判断しているのかということが、直接的な関係について、顧問弁護士にやってもらっているのですから、どういう風に見通しをしているのか、どの程度が一般的な、法令に照らして、常識的な額というのはこんなものだというような事も、顧問弁護士が言わないという関係はないと思うんです。それを全然我々に明らかにしてくれない。弁護士判断が全然分からないという関係。さらには、提訴に踏み切ったというのが、今まで話をしてきて、埒があかないという判断がひとつ。だから裁判に踏み切るんだということを言った訳でしょ。議員の中から裁判をせよと言ったんではなしに、町側が提起をして、我々に理解を求めた。どうしても話が着かない。仕方ないなということになった事です。町が100%、

多少今日までの取扱いについて、落ち度がないと言えないということを書いてきた。例えば、建物収去と言っているが、固定資産税を一時取った事があるじゃないかと、そんな事をしておいて建物をけしからん、不法建築だと言ってみても始まらないじゃないかという事も言ったりしてきた経緯があるんです。そういう面からいくと、100%といえないけども、一体どうなるのかという事も言いながら、訴訟に持ち込んだという経緯があると思う。これは相手側が訴えたのではなく、我々側から返せと言った訳ですから。町側から。そういうものがどう変わって来ているのかということ、その当時なぜ、そういう訴訟に持ち込んだのかという関係、基本はここにあると思うんです。この際に、弁護士とも十分打合せしていると思うんです。その時にどんな判断に立ったのかということについて、原点に戻るべきだと私は思う。公判を何回かやってくれて、結果的に、途中で和解という話があって、それには乗ってもということ、我々には具体的な・・・で、土地の配分という事を言った。今日、金額の関係で4千万云々で出したということですが、今なぜそういう事になってきたんだと。地価下がってきているじゃないか。あの当時の関係について、さっきの話じゃないけど、坪いくらと言って、非常に高いとき、どんと下がってきた時、状況になって、やはり金で貰った方が特だという事になってきたんじゃないかと思ったりもします。そういう雰囲気については、相手側が和解、和解という事にしようとして来ているだと、もう結審間近になっても、なおかつ和解という事を蒸し返してくると関係について、何かあるはずなんです。それはどういう事なんだという事について、お聞きをしても明確に言ってくれる状況がない。幸い、単独審議をやってきた、長い間やってきて、合議制に切り替えた、そして判決をという関係にして、合議制による判決をという準備をして、そういう態勢をとって裁判を続けて来ているのに、なぜ今になってこんな事になるんだと、これもひとつの理解が出来ない事のひとつなんです。

先程いわれているような、和解協議に応じるとか、応じないとか、町の基本方針は一体何なのかと、どこにあるのかと、何か相手の圧力

と言うか、相手が言われたらそれにふらふらして、何も一貫性がないような立場を取りすぎているのではないかという感じがする。それは、そうではないんだというなら、そうではないでいいんですが、どうしても分からないというように思う。どうも私は今の状況から行くと、相手側のペース、いわゆる判決を出させるよりも和解を求めていった方が有利であると考えなければ、和解という事を喧しくいうはずがないと思う。相手側が和解ということは、和解をして決着を図った方が有利であるという風に思っているのかなと思うんですが、それは、我々が勝手に思って、弁護士が判断して決めているか分からないし、本当にわからない。そんな状況の中で判断をしろと言ってみても判断できない。少なくとも私が分かっている範囲でいくと、先程、理事者側も十分認識されているように、和解をするという限りにおいては議会の議決が必要である事は間違いないですが、曖昧な形で和解とか言っても、今言われているような状態での面で、訴訟を起こしてまで、それだけ払ってまで、後を何に使うのかという事と併せて、住民に対する十分な説明責任を果たせるという事でなかったらいけないと思うんです。そのためにはやはり判決を求め、その判決の内容が不十分であるとするならば控訴して、控訴中にもそういう条件を受諾してくれるなら和解という事も考えられると思いますが、今言われているような状況の中で果たして行けるのかどうか、疑念を持つんです。そのためには4千万とか云々とか、もう少し粘って多少下げさせる事によって、それが合理性があるのかどうか、或いはそういう程度の関係なんだと、或いは・・・を眺めて、そういうことなんだという事になるのかどうか、という説明が具体的に出来るような形のものを示してもらわないと、全く主体性がないという中で、ばらばらしていると、いう風に思われて仕方がないんですけど、その辺はどうなんでしょう。

助 役

町としても、平成15年10月の29回公判から和解としては応じられない、判決を望むということを書いてきた訳でございます。そうした中で、16年4月には証人喚問が行われておりますし、そうして

来ています。まして、16年7月7日には、先程委員長が申されました様に、本件土地を占有、使用する被告は何ら権利を有せず、速やかに明渡すべきという事も言っております。しかし、裁判官がこれまでの経緯に鑑み、直ちに判決と言うことは望ましくない、もう一度和解の話し合いをせよという意向を示されたわけです。それと同時に、16年10月14日には公判で4千万という補償額が被告側から提示された。この4千万は別といたしましても、町として裁判所がそういう事をおっしゃるならば、一応そういう形でも、いわゆる和解に入ってはどうかと、円満解決してはどうかという事を考えたわけでございます。やはり、後々、トラブルが生じないためにも、やはり和解が望ましいという事も考えてきたという事もございますし、そういう意見もありますので、裁判所がそういう事を望むのならば、それに対する対応をしてまいろうという事で考えた訳でございます。

委員長 裁判所が和解を勧告している事ではないわけでしょ。和解を勧告しているんですか。

助 役 勧告という事ではなく。

委員長 なければ何があるんですか。結審も間際になってきて。直ちに判決を出さずに、その事を言って、また猶予してということにどうしてなるんですか、裁判所が。

助 役 それは我々は分かりません。裁判所がそうおっしゃってますから。

委員長 聞いてもらったらいいいじゃないか。どうしてそんな事になるんだ。なぜ、我々が受けるとか言うんだ。

助 役 やはり裁判では・・・（ 発言輻輳のため聴取不能 ）・・・これは民事ですから、そういう中での関係です。やはり裁判所のおっしゃるよ

うな事は、全て言われるようにするという事ではございません。ただ、我々といたしましては、先程部長が申しましたように、和解となれば示談となる訳です。そういう事で、やはり議員の皆様方のご了承を得る中で、和解をしても合意に至るかどうかわかりませんが、そういう中で一度和解の話合いをさせていただきたいというお願いをしている訳でございますので、ご理解願いたいと思います。

委員長 和解という云々ということはない、協議をしてもという事だったら分かるが、和解しても云々ということ、わかりません。そんな事ならない。だから、皆さん、曖昧に、極めて、言葉というものをきっちりして、ものを言ってもらわないとややこしくて仕方ない。結審を控えて、この事の結論によっては結審という事の、もう1回裁判あるんですか。判決を言いますという事になるんですか。次回判決はいつという風には言ってないんですか。どうなっているの、裁判所。先程言ったのを答えてほしいんだけど、単独制から合議制に切替えてというのは、どういう時にする事にするんですか。どういう判断でそういう事になったんですか。

助 役 それは分からないんです。・・（ 発言輻輳のため聴取不能 ）・・裁判所の意向ですから分からないのですが、当然、和解が成立しなければ判決になっていくだろうと解釈しております。

委員長 だからです。だから今頃になってそんな事になってきたんですかと言っている訳だ。今頃になって、結審に持ち込みますと裁判所も言っているといいながら、どうしてそうなったんですかと聞いている訳だ。

助 役 ご理解いただきたいのですが、我々はこれまで、判決を望むということで対応をしてまいりました。しかし、裁判官が、今までの経緯から考えて、もう一度直ちに判決とせず、和解をしてはどうかという提示をされた訳でございます。そうしましたら、被告側は4千万円とい

う補償額を示されたという事でございますので、それを拒否して町はあくまでも判決だというのが当然ではございますが、裁判所が言っておられる限りにおいては、町としてはそれに一度応じていこうではないかというのが我々の考えでございます。

委員長 その事については、我々の、顧問弁護士も同意見だという事ですね。そういう風に理解していいんですね。それはどうなんですか。それなら、分からないとか、何とかいうことじゃないはずですよ。

助 役 同意見というよりも、町の考えに基づいて弁護士は動いてくれますので、弁護士がどんな意見であることは別として、町が委任をしている弁護士ですから、町の判断とは別に、勝手にやっていくということは有り得ないという事でございます。

委員長 法律の専門家として、どう判断するかという事について意見を求めて、それに答えるということが無いというような弁護士はないはずですよ。そんな言い訳しないで下さい。弁護士に相談して、弁護士がどんな見解を持っているか、云々という事に、その事に答えないはずが無い。

助 役 当然、弁護士さんは裁判所とのやり取りの中で、お決めになっていくということでございますから、弁護士さんがああだ、こうだと、それに従っていくと、その時と場合によつてありますが。

委員長 そんな事を言っているのではない。弁護士はどう言っているのですかと言っているのに、・・（ 発言輻輳のため聴取不能 ）・・

助 役 弁護士は町の話聞きながら、やっていただくという事でございますから、町の意向に沿わないような形でされない、私は解釈しております。そのために、私達は弁護士に委任しています。

委員長 他にどうですか。

小野委員 委員長と助役さんのやり取りの中で、私はどういう具合に解釈していたのかということで、自分の記憶だけで間違えたらすいません。前回ですか、前回の時に、一応結審したような言い方で課長はされたんです。その中で、いつでしたか、日を切って、裁判官から和解の協議をしていく間はないのかというような提案があって、こちらの弁護士さんは、当初から判決を貰うという事で議会からもそういう話があるからという意味かどうか知らないが、こちらの顧問弁護士は判決貰いますと答えた、けれど、被告側の弁護士は、金額を提案するという事で何日かおいて、提案があるというような報告を私はここで聞いたように思うんです。先程の課長の説明では、被告側が今までの金額、9,600万とかいう話は初耳で、委員長のおっしゃるとおりで、どこでどんな話があったのか、どこで報告したのか疑問だけど、勿論、総務委員会にずっと居たわけではないので、ある程度の事はここで話をされたのかなと思ったりもするんですが、委員長はずっと総務委員会で委員長をされているから、その9,600万円とかいう数字とか、全く初耳やと言われるから聞いてないと思う。だからそういう流れがきてあって、今回、4千万円という金額、4千万円についての組み立て方、被告側が主張する金額の組み立て方を報告してもらって、先ほど委員長おっしゃる通りですよ、和解というのと和解の協議を開始する事に議会が理解して頂きたいというように、顧問弁護士と相談されて、顧問弁護士の意見も組み入れてそれらを提案されてきて、それで理解してくださいとおっしゃっているのだと、私は理解してたんですよ、けれど今のだったら食い違ってくる、そこらをしっかりと、委員長も最初に結審したと言っていたのがどうやねんという事。もちろん裁判についても素人ですから、結審の状態と判決、和解が始まる、和解をしていくという事に町から提起している裁判だから複雑なところもあるんだと思いますが、そこでの、私らが、議会、委員会の理解とい



うのか、今日の課長の説明の最終の言葉が、私は和解の方向へ方向転換というのか、今までの進み方から言って方向転換をしていきたいという思いを言われたと思うんです。それで、委員会としても理解してもらいたいというような報告だったと思いましたので、私は最初に自分の今の気持ちを意見として言っただけで、質問はかけてないんですがね。その後のいろんな委員さんからの質問とか、そういう事もありますし、そこらははっきり言って、顧問弁護士さんは幾らだとか、もってないのか。議会の議決が要するという事を聞かせてもらったしね。だから、そうではなくて結審して判決の日が決まっていた。僕もそのように思ってたんです。だけど、判決がちょっと延びるかも分からないけど、部長の話でも和解を始めていってもやはり和解ですから金額が合わなかったらだめなんですから、その時に議会がその金額でどうするのか、なぜそんな金額やという事、今、委員長が心配しておられるのはそこです。住民に対して説明ができる金額というのは、幾らなのか。これから色々議論していかないといけない。そしてその金額をどこから出してくるのか。説明してもらって住民、特に私はもう、判決をもらって出ていってもらいたいという地元の住民の強い要望があったら、和解したという事に対してのギャップと言うんですか、印象がだいぶ厳しいものだという予測があるんです。そこで今後、和解を進めていきたいという思い、これは弁護士さんもそういう事で色々指導されているのかなと思うんだけど、何も弁護士さんはこちらの言いなりで弁護してくれはる、というもの一つかもしれないけど、やはり裁判で弁護士さんの意見というのはものすごく気になる、判決をもらってどんな判決が下りるのか弁護士も言わないだろうし、言いにくい、裁判官の判決を。だけど少なくとも名前出して悪いけど、川崎先生はこういう事には長けた方だという認識で斑鳩町からも顧問としてされているんだと私は理解しているし、その点はどう、まず委員会で理解してもらうためにどう説明するのか、もう一度やってもらいたいと思います。

委員長

時間延長しておきましょう。7時まで時間延長しておきます。

助 役

小野議員がおっしゃったような、どのような形で、和解していくとすれば金銭関連ですから、その金銭というものは、根拠を十分示して住民が理解できる金額、委員会に提示して了解してもらう、これは当初からこの場で言ったと思うんです。私も委員長とのやりとりの中で今まで町としては判決という事で進んできたわけです、はっきり言いまして。ところが最終段階になって裁判所がもう一度和解に応じられないか、という指示がございました。そういう事から町としてはそれに応じさせてほしいなという事を言ってるわけですね。ところが、そんなものあかんとなれば別ですよ、けれども裁判所がそういう事を言ってきたのは、私の個人的な考えなんですけれども、弁護士にもう一度聞こうと思っているんですけれども、やはりこの問題は和解が望ましいというような事を裁判所が言ってる限り、はっきり言って、やはり両者の合意の中で円満解決するのが一番妥当かなと今思っています。それに応じさせていたいただきたいな、ただ、金額によっては和解が成立するかどうか、これは分かりません。そうなればすぐに判決という事をお願いしなければならないの違うかなと思ってるわけでございます。当然弁護士さんは我々の話を十分聞きながらこれはこうですよ、という指導はしてくれています。あくまで私が言うように町のいいなりになっているのではなしに、町の顧問弁護士はそれに対する十分な対応をしていただいているわけございまして、町の全て言いなりという事はないわけございまして、指導もしていただいております。結論として、こうして裁判所が提案された以上、今回だけこれは合意になるかならないかは別にしても、和解に向けて話をさせていただきたいなというお願いであります。

嶋田委員

理事者側、色々な博識でいろんな経験を積んでおられると思います。私の経験からいきますと、こういう民事の損害賠償云々の関係は、結審が終わったら9割9分裁判官は和解したらどうか、そのように言う

のが常套であると、私は認識しております、何もこの裁判に限って和解しなさいとか和解したらどうですか、という事ではないと思います。私自身は直接関係ないですけれども過去にタッチした民事数件ありますけれども、全部裁判官はそのようにおっしゃいます。だから何もこの件に関して和解をしたらどうですか、とわざわざ言っていた事でない事は申上げておきます。それと、和解についても両者が話し合いではなく、恐らく1回か2回金額の提示をして、相手方がそれをのまない、こっちもそれをのまなかったら裁判官はこの金額でどうですかと、それでどっちかがのまなかったら、判決下りると。何も事細かに話し合いをするという事ではないと思います。

委員長

僕は、どうしても理解ができないのは、相手側は絶えず和解協議をせい、和解協議をせい、と言ってるわけ。今議長もここにおいでになるけれども、議長が副委員長で私が委員長の時にも、私は呼びつけられて恐喝されるような言質で色々言われた事も事実、それだけではないんです。私は畑まで来られて、哀訴、懇願された事も事実、その事実だけは・・・・、一番初めは。次は呼びつけて、脅迫めいた関係で言われて、電話がかかってきた時もそうですね、脅し云々、右翼と言ってみたり部落差別と言ってみたり、何かと色々言いながら長い間僕はそういう事で随分言われた。そしてまた後では・・・・、和解の関係について何とかそれらしく、町に言う事聞けと言ってくれという事の要請を受けました、これも事実です。これは僕だけではないと思います、知り合いの議員には言ってると思う。それが事実かどうかという事、そういう事について議員から和解をした方がいいとか、和解という事を言っているから話し合え、と言われていたとするなら、その事も聞きたいという事さえ思うんですよ。そして、そういう事を別にしておいて、何回も顧みて、整理してみるんですけれども、初めから訴訟に持ち込んだ状況の前に話がなかったわけではないですよ、隠している状況。しかし、どうしてもそれで埒があかないという事になって訴訟に持ち込んだ。訴訟に持ち込んだ関係で我々も・・・・。だ

から、その時に結局話合いでできるという風に、訴訟に持ち込んだ過程の中でそういう話合いをしようという事であったのかも分かりませんが、そういう風な関係については、土地を更地にして幾つかに分けて、という事まで言った事もありますよね。我々議論した事ありますし、その事で延びました。それが和解の話でしたね。それはうまくいかなかったわけでしょう。恐らくその時に、今考えると言われた金額なんか言われたのかなと思うけど、僕らはその金額は聞いてない。・・・関係だけ、そしてそんな時に全部更地にしてしまったら困りますと、用水池の機能も持たせて欲しいという地元議員の意見が出て、そういう事を条件にしたわけですね。そしてその話がダメだと。そういう関係で色々過程で来てるうちに、去年だったかな、結局単独審議から合議制に切替えると裁判所が言っていると、そして3、4回やったら結審やという風に言ってます、という報告を受けてるわけ、ああそうですか、と我々は聞いている。10月の中頃には裁判が結審ですと。結審になるのかと思ったら、そうではなくて、和解の話をもう一度、相手側が言ってます、という言い方ですね。弁護士はどう言っているんですかと言えばはっきり言ってくれないという返事だったわけ。顧問弁護士がその見通しなり判断がないままに相手側が執拗に和解を言っている、裁判所も和解をせい、と言っている。そしてうちだけ、という関係になったら町だけの関係ではなくて、弁護士が入っているはずや。やっぱり和解の状況になりますよ、というなら仕方ない、僕ら素人が言うよりも法の専門家がそういう判断をされるなら。だからそういう関係が我々の判断をする拠り所だから、その事に皆さんがはっきり言ってくれないわけ、言えないのかもしれないし、あるいは言おうとしてもそういう事を聞いてないから言えないのか、あるいは言う事を・・・してないから言えないかも分かりませんよ。そんな中で判断をせい、判断をせい、と言われてもいろんな面で何か相手側のペースに乗ってしまって、どんどんいかしているような感じがして仕方ないわけですよ。そうではないならそうではない、という事だけ言ってもらえたらそれでいいわけなんで、僕はまだ、反対とか、

賛成とか言ってない。お聞きしてるんです。尋ねられてる事について全てについて答えてくれと言ってるのではなくて、1つだけ言ってもらって、今度は・・・弁護士も同じように、裁判所が言うから裁判所がやる。裁判所が言うのだから仕方ないという関係が住民の説明責任の関係でも、判決が・・・からこういう事をしたらどうかと。あるいは不満であるが、訴訟してでも和解せざるを得ないという状況になったのか、という関係によって住民の説明責任が尽くせるわけですよ、ある意味で。今、我々は和解するかしないかは別にして、協議入っている、和解の協議に入っても本当に和解という到達点にいけるのかどうかを非常に自信がないわけですね、皆さんも自信ないと思う、とにかくやってみよう。そういうふらふらしてる事ではあかと僕は言ってるわけ。絶えず振り回されてるような印象を受けてしまう、それでは。だからもうちょっとちゃんと慎重にしないといけないの違うかなという気はするんですけどね、この事は私の意見です。先ほどの関係について助役さんは、助役さん個人的な意見の場合と公の立場との関係の意見ときちっとしてもらわないと困る。肝心な所で個人的な意見だけど、と言ってもらったら話ができなくなってくるわけ。だからその辺はきちっとしてもらっていきたいと思うし、判決は金がなかろうがどうしても受けざるを得ないという状況になれば考えないと仕方ない。だからそういう場合について、僕が言うように、例えば・・・、ずっと・・・させて、そういう事でも更地という事にするのか、あるいは更地を我々が変えて何か別の有効利用の方法考えるという事で、・・・他でもつとか、色々あると思うんですよ。そうなってくるとプラスマイナス0になるか知りませんが、一応決着したという事になるのかどうかという事、訴訟に持ち込むというのは何もなしにいったのではないと思う。それはそれなりの事を相談をしながらどうだろうか、という事になって訴訟に持ち込んだと思うわ。だからその時の事象の担当者、事務的な担当者の関係はみんなおいでになりますから、聞いたら分かる。だから、その辺のところ一体どうなのか、という事ですけれども、他に皆さんご意見ございませんか。

小野委員

何回も繰り返すようなんですけれども、今日の委員会で報告されて了承していただきたいという思いは、今の裁判がどんな状態なのかという事も分からないんでしょ、はっきりと言ってもらわないとね。結審して判決がいつまで、今、被告側から提示されたと、これに対して提示しているだけやと。提示する前の時にはこちらは確かに判決をいただきたいというような返事をしてますと言って聞いたと思うんです。それが違うのだったら違うと言ってもらって構いませんし、それで向こう、被告側が一方的に4千万円、それ位で和解の話をしようと、提案したのかなと思うんです。こちら、原告側がそんな和解というのは一切、議会も認めてないしだめだ、という事で報告したらすぐ判決が下りるんだという状態なのか、いつまで裁判官は返事を待ってるんだと、それも何も聞いてないんです。その中でただ、提示された段階でたぶん弁護士さんもそうして色々考えておられるのだろうし、私は理事者側、助役もまだ何もおっしゃってないけど、これの判決をもらって判決の内容がどうであろうが判決ですから、そのまま決着付いた、と。裁判というのはそういうもの違いますね。判決によって、原告側も被告側も判決の内容に不服だったら当然控訴になります。一審ですからね、高裁でも先ほど嶋田委員もおっしゃったように、高裁と言ったら確実に民事は和解せい、と言って裁判官はものすごく介入してくる。僕も経験あるんですよ、何を言ってるんや、と思って裁判官に食って掛かろうと思ったら弁護士に止められたんです。1回も公判なしで和解の話を進めていく、これは仕方ないという話もあるんです。ただ、判決をもらうという姿勢できてたけど、これで決着付くのではない、という事を私は盛んに思っているんです。11年に提起した、5年以上経ってる。この問題についてはプラス2年ほど前からの地元の問題あった。もし、今、和解を進めていって合意できる金額になって、議会もそれだったら、という事で住民への説明もこれだったらできると。私は今の裁判でやはり財産管理をしている町としてもはっきり言って、今の被告の人はこちらへ、本来の財産の所有者、管理者に

何ら了解を得ずに第3者から借りておられるというように思うんです。だから町としてもそこらにある程度の瑕疵があったのかな、それを住民にどのように説明していくのかなという事はやはり難しい問題だと思うし、それで判決をもらってもその後続いていくという事も踏まえて、再度これ位の値段から交渉をしていきたいと、それらをしっかりとっておられるのか、いや、もう委員会がだめだと言われたら判決もらえるようにします、という簡単に話をされるのか、そこらどれ位の覚悟、覚悟というのはおかしいけど、委員会で報告されている時にもっておられるんですか。

助 役 先ほども申上げてますように、町は補償金額の提示は幾ら、という事は現在まだ示唆しておりませんので、そういうような額はこの委員会で提示する事は難しいと思います。やはり話し合いをやっていって合意となれば、両者がそれでいいという形になると思うんです。そういう流れをこれからやっぱり作っていくという事で、和解で進んでいくなればそういう形で進んで行きたいと思えますし、色々委員の方のご意見がこうして出てくる中では、和解は難しいな、という事も今ちよつと小野委員もおっしゃったように、思っています。町としても今日の委員会で結論をするという事ではなしに・・・・。

小野委員 以前に和解を進めておられたという事で、それはおかしいという事で、私はその時総務委員会に所属してたので色々言いました。その時に町長は、もうこれに3年もかかっているんだと、地元の方のためにも和解という事で1つの決着を示したいんだと。その時は確かに法外な感じで先ほど委員長もおっしゃったけど、あの土地を被告側に渡してしまって造成をするんだ、とかそういう大きな話で、それでしたら地元には一回担当の、当時は池田課長だったと思いますが、地元でそういう説明して下さい、という事でしたら地元ではそんな話はおかしいやんか、という事でもう一度これは判決をもらってほしい、何年でも待ちますという話もされた。それによってきちっと裁判を、判

決をもらうという方向で進めて来られたと思うんです。その20何回で終って、この前の時から色々担当からも聞かせていただいて、ここで報告していただいているのは、一旦うちの顧問弁護士から判決です、という事で答えてもらっていた。そして被告から今出してもらっている。そしたらその金額については、森河委員も私も、それ位と言ったらそんな金額ではないですけども、考え方がやはり今まで被告側が営業されてきた。それは真の財産管理者ではなくて、第三者、水利権だけを持って、そことの契約で当然いい、という事でされてきた。一つの善意の占有者という感じにも見れない事はないんです。それを財産を管理する町が何年もかかって黙認してたという瑕疵があるという事で、私はこちらからその分についての金額をはじいていって、決着をつけておきたい。その後の判決をいただいて、後また何年も高裁でも色々、こういう事を1回ずつその都度、議論させてもらってというのは、いい加減やめといた方がいいの違うかなと思っています。

委員長

一度休憩しましょう。休憩して委員会として今までの経緯もありますので、とにかく取り纏めだけできるかどうか、一度してみましよう。そうしてやっぱり議論は議論として大いにやってもいいけど、結論はきちっとすっきりした形でしないとイケない。休憩して相談させて下さい。別室で相談させて下さい。

(午後5時14分 休憩)

(午後5時54分 再開)

委員長

再開いたします。それでは先ほどの休憩前に町長発言がありましたけれども、その発言はなかった事にしたいと思いますので議事録から抹消して、委員会としては休憩をした後、配布をいたしましたような内容でまとめとしておきたいと。大字龍田財産区(下司田池)に係る建物収去土地明渡請求事件について、相手側が求める和解協議に応ずるかどうかは、委員会論議を参考に顧問弁護士とも十分に打ち合わせ、



町長の判断に委ねるとの結論を得た。という事ではありますが、反対・賛成とかいうようにはもうちょっとはつきり中身を聞かせてくれ、という関係の面が多いんですよね。そういう面について我々が理解し、いいとか悪いとか判断できるような材料というのは非常に不足しているという事がありますので、それをさらにここで言ってみても、議論が空転するだけの事であまりよくないと、感情が昂ぶるだけという事にもなりますので、色々な意見を言ってる事を参考に、弁護士と十分に打合せをして、最終的には行政側でご判断いただきたい。そして我々はその結論についてどうなったか、という事について議会で取り扱いをしなければならない時にするという事で、現在は行政側の実践というのか、そういうものを尊重して、多少ゴムの伸び縮みがあるんですけど、そういう幅がない決め方というのはどうかと思いますので、委員会はそういった面も配慮してこういう結論に到達したという事で、一つご理解いただいて、理事者側もご努力願いたいし、意のあるところを汲んで対応してもらいたいと思います。

以上で、この問題については委員会の審議を終える事にしたいと思います。よろしいですか。

( 異議なし )

委員長            その他の方で何かございますか。理事者側の方で。  
                      ございませんか。  
                      議員の皆さんございませんか。

森河委員          教育長に一つお願いと関係あるのだけど、宇治議員の未だに看板挙がっているのは、そして色々な方面で活躍し、中央体育館の所に持って来られて、そういう事があの方は、できるできないは別として、それはやはり謹んでいただきたい。という事はやはり町に対してどういう風にとられるか分からないけれども、本人は体協の会長である。しかしながら、会長が離さない上にその点で3役おられるのだから、本

人除いての協議も必要と違うか、と思いますので十分な精査をしていただくように、お願いをしておきたいと思います。答弁出せと言ってませんので、その点をよろしく願いしておきます。

委員長 　ただ今の関係は要望事項として、受け止めておいていただきたいと思ひます。

他にございせんか。

( 　その他質疑なし 　)

委員長 　なければ以上でもって総務常任委員会のそれぞれの予定審議事案が終了いたしましたので、終りに臨みまして町長のほうからご挨拶をいただいておきます。

( 　町長挨拶 　)

委員長 　それではこれで委員会は終了いたします。

(午後6時00分 閉会)